

福祉課からの各種支援事業のお知らせ

重度心身障害者介護慰労金

日常生活において介護を必要とする障がい者（児）の方を在宅で介護しているご家族のうち、主に介護にあたる方に慰労金を支給します。

▼支給対象者

在宅で重度心身障がい者を介護している家族のうち、主として介護にあたる方で、令和8年4月1日現在、利根町に住民登録がある方

※ただし、前年度中に重度心身障がい者の方が障害者総合支援法による福祉サービスを利用して居る場合や、90日を超えて病院に入院している場合は、対象となりません。

○重度心身障がい者とは

・左記のいずれかに該当し、常時寝たきりの状態、または、食事・排泄および寝起きなど、日常生活の大半に介助が必要な方

①身体障害者手帳1級または2級

②療育手帳(A)またはA

③精神障害者保健福祉手帳1級

④小児慢性特定疾病医療受給者・一般特定疾患医療受給者または指定難病特定医療受給者証（介護保険法に定める被保険者に該当しない方）

▼支給額 1世帯あたり年額4万円

▼申請方法

①～④の内、該当する手帳や受給者証、介護者名義の口座情報わかるものを役場福祉課福祉係までお持ちください。

▼申請期限 8月31日(月)

在宅介護慰労金支援事業

介護保険サービスを1年間利用せず、在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者などを介護しているご家族へ、慰労金を支給します。

▼対象者

町内に住所を有し、7月31日時点で満65歳以上の左記のすべてを満たす高齢者を介護している家族など

①介護認定で要介護3～5に認定された在宅の高齢者

②7月31日前1年間に介護保険サービスを利用しなかった在宅の高齢者（7日間までの短期入所生活介護および短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修は除きます。）

▼支給額

要介護3：2万円

（支給対象者および被介護者が町民税非課税世帯に属する方に限りません。）

要介護4～5：3万円

▼申請方法

役場福祉課窓口を設置してある申請書に、必要事項を記入の上お申し込みください。

▼申請期間 8月3日(月)～9月30日(水)

▼問い合わせ

福祉課 高齢介護係
☎68・2211（内線124）

医療福祉費支給制度（マル福）を ご存じですか？

町では、医療福祉費支給制度（マル福）に該当する方へ、医療保険が適用される入院や外来、調剤にかかる医療費を助成しています。

下記のいずれかに該当する方には、「医療福祉費受給者証」を交付していますので、まだ申請をしていない方は、お早めに役場保険年金課にお越しください。

▼申請に必要なもの（各区分共通）

①対象者の健康保険の情報がわかるもの（資格確認書など）

②本人または保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード

③マイナンバーがわかるもの

①～③（各区分共通）のほかに、対象区分によって必要な書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

・妊産婦の方：母子健康手帳
・重度心身障がい者の方：身体障害者手帳など、障がいの程度を証明する書類
・ひとり親家庭の方：戸籍関係書類

▼問い合わせ

保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線176）



制度区分	対象者の区分	所得制限	対象要件・対象期間など
県の制度	妊産婦	あり	母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで
	小児		出生の日から、高校生年齢相当の学年末まで ※中学生・高校生年齢相当の方は、県の制度は入院のみ助成
	ひとり親家庭（母子・父子）		離婚・死別などにより配偶者のいない方で、18歳未満のお子さんを養育している方と、そのお子さんを対象に、お子さんが18歳になる学年末まで（子が重度障がいに該当する場合や、高校在学中の場合は20歳まで）
	重度心身障がい者		①身体障害者手帳1級・2級の方または、内部障害を理由として3級に該当する方 ②療育手帳の判定がAまたはマルAに該当する方 ③障害年金1級を受給している方 ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方 ⑤身体障害者手帳4級かつIQ50以下 ⑥身体障害者手帳3級または4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級 ⑦精神障害者保健福祉手帳2級かつIQ50以下など ※65歳以上の方で、一定の障がいがあると認定された場合「後期高齢者医療保険被保険者」に限り、対象となります。
町の制度	妊産婦	なし	①母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで ②県の所得制限を超えて非該当になっている方
	特例小児		①出生の日から高校生年齢相当の学年末までの年齢の方で、県の所得制限を超えて非該当になっている方 ②中学生、高校生年齢相当の方の外来診療費

ひとり親家庭および重度心身障がい者の所得判定におきまして、令和7年度税制改正において、「特定親族特別控除」が新設されたことに伴い、政令などが改正されたため、特定親族特別控除に相当する額を、令和8年度所得判定により控除することとなりました。

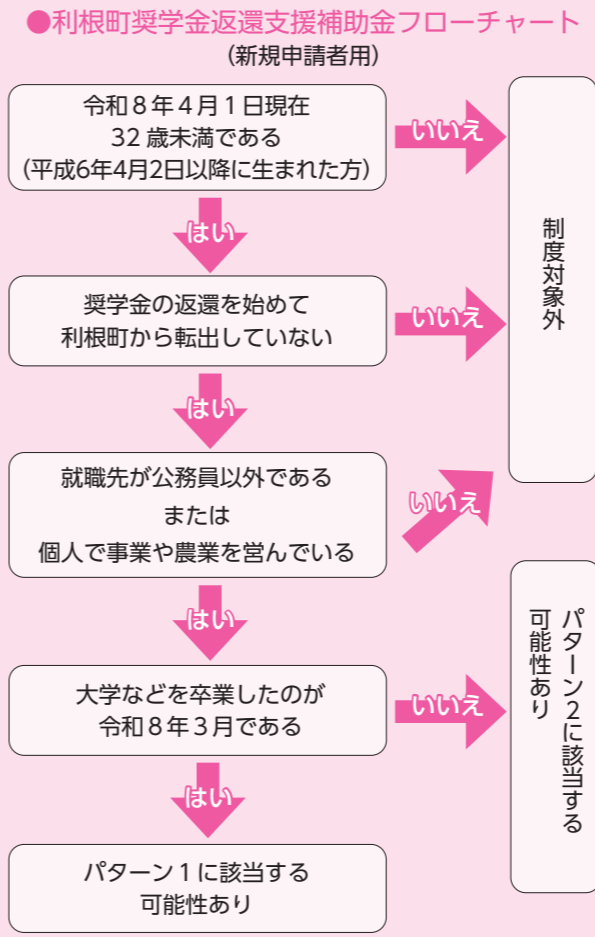
奨学金返還支援補助金

令和9年1月4日(月)から申請を受け付けます！

町では、若年層の定住促進を図ることを目的として、大学などを卒業後、利根町に居住し、就労している方に対し、予算の範囲内において奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を交付します。令和7年度から、対象者を既卒者の方（平成29年3月から令和7年3月までに大学などを卒業し、継続して利根町に居住し、就労している方）にも拡大しました。

▼申請期限

令和9年1月4日(月)～2月26日(金)



▼補助金額・対象者

【パターン1】 上限20万円/年 新卒者、パターン1（左記フロー参照）として交付決定を受け、今年度も継続して申請する方など

【パターン2】 上限10万円/年 既卒者など

▼左記フロー図は、申請の目安にご利用いただくものであり、補助金の交付を確約するものではありません。

▼国家公務員・地方公務員・独立行政法人職員の方は対象外です。

▼奨学金の返還開始日から利根町で居住していることや、町税を滞納していないことなどの要件があります。詳細については、町公式ホームページをご覧ください。か、役場政策企画課 地域振興係までお問い合わせください。

▶問い合わせ 政策企画課 地域振興係
☎68-2211（内線332） Eメール：chiiki@town.tone.lg.jp

外来・入院自己負担金 振込予定日のお知らせ

県内の医療機関窓口でお支払いをされた、医療福祉費支給制度（マル福）自己負担金について、次の日程でのお振り込みを予定しています。

▼振込予定日

7月24日(金)

▼償還対象診療月

2月～4月診療分

▼通帳記帳

「マルフクジコフタン」

▼償還対象

・外来自己負担金 妊産婦、小児、ひとり親家庭の方（全員）
・入院自己負担金 年齢が0歳～18歳の方 ※振り込み日より前に、届け出されている
・振込口座・名義などを変更した場合は、振り込み不能となりますので、すみやかに役場保険年金課まで届け出ください。

※領収書は大切に保管してください。

▼問い合わせ

保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線176）

